

令和2年度

事業報告

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

令和2年度事業報告

令和2年度における当協会の事業の推進にあたっては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案した事業計画に基づき

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点と定め、各事業を推進しました。

令和2年中の県内の交通事故の発生状況は、新型コロナウイルス感染対策の緊急事態宣言などで、外出が減少したこともあって

発生件数 2, 146件 (前年比- 857件 -28.5%)

死者数 21人 (前年比- 4人 -16.0%)

負傷者数 2, 650人 (前年比-1, 139人 -30.1%)

と、発生件数、死者数及び負傷者数ともに前年を大幅に下回り、死者数にあっては、全国最小人数の昨年をさらに下回り、「第10次山梨県交通安全計画」で目標とした、令和2年度までに交通事故発生件数4, 400件以下、交通事故死者30人以下という目標を達成するに至りました。

令和2年度の当協会の事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、計画していた人を集めて行う、交通安全子供自転車大会、中学生交通安全弁論大会、高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会、交通安全推進県民大会を中止した他、広域的な会議や交通安全全国研修なども全て中止となりました。

そんな状況下でも、交通事故を1件でも減少するため、交通安全啓発活動を行っています。

主なものとしては、小学生交通安全ポスターデザインコンクールを実施し、県下20校から168点の応募を受け、優秀作品を選出、当協会の令和3年のカレンダーや年末の交通事故防止県民運動の新聞一面広告に使用しました。

そして、重大な事故につながるバイク事故対策として、高校生の通学バイクの安全教室である高校生二輪車講習を感染対策を厳重にして、高校で5校実施、山梨自動車学校で3校実施の合計8校の高校生に対して行いました。

さらに、昨年、山梨県においても自転車条例が施行されたことから、条例に定められた自転車保険の加入義務化を自転車販売店やレンタル業者に対して周知活動と保険加入義務化のテレビコマーシャルなどの広報活動に取り組みました。

新型コロナウイルス感染拡大状況が不透明なところではありますが、本年度は、全ての事業を実施する予定にしており、民間の交通安全活動推進団体の中核として、交通事故ゼロを目標に交通安全活動を具体的に推進することと致します。

事業内容

実施事業の部（公益事業）

第1 事業概要(活動重点)

山梨県下の交通情勢、当協会の運営重点を勘案して策定した令和2年度事業計画に基づき

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点として各事業を推進した。

本年度は、新型コロナウイルス感染により、いくつかの事業を中止したことから、当初予算49,680,000円のところ、事業費48,723,530円となった。

第2 交通安全のための広報・啓発活動

- 1 当協会の機関紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行（1回4万部、計16万部作成）し、県下の全市町村の回覧板を活用して、全戸に回覧、交通安全意識の高揚を図った。
- 2 当協会ホームページ上に交通安全運動の情報や、各種キャンペーンやイベント情報を掲載し、情報提供を行った。
- 3 交通安全年間スローガンの普及及び改正道路交通法等関係法令の周知のため、ポスター、チラシ、リーフレット等の作成配布及び交通安全月刊誌「人と車」を各支所、関係機関・団体、賛助会員等に配布した。

4 広報啓発活動の実施状況

- | | |
|--|---------|
| (1) 黄色い羽根の購入 | 18,560本 |
| (2) ビラ及びリーフレットの作成 | 1,000枚 |
| (3) テレビのスポット放送 | 84回 |
| (4) ラジオのスポット放送 | 240回 |
| (5) 新聞による広報 | 12回 |
| (6) ホームページによる広報（内容更新） | 12回 |
| (7) SNSによる交通安全情報の発信（facebook, twitter） | |

協会機関紙「交通安全情報やまなし」の最新号等、最新情報を掲載している。

当協会の事業の重点項目である「高齢者と子供の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」、「自転車の安全適正な利用の推進」等を中心にポスター、チラシ、テレビ、ラジオ、新聞等あらゆる広報媒体を活用し交通安全を呼びかけた。

第3 交通安全の普及・啓発活動事業

1 各種交通安全運動などの実施

(1) 春の全国交通安全運動の実施

ア 期間 令和2年4月6日～同年4月15日までの10日間

イ 運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進
- 二輪車の交通事故防止（本県独自）

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(2) 夏の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 令和2年7月21日～同年8月20日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車の安全適正利用の推進

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(3) 秋の全国交通安全運動の実施

ア 期間 令和2年9月21日～同年9月30日までの10日間

イ 運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- 二輪車の交通事故防止（本県独自）

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(4) 年末の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 令和2年12月1日～同年12月31日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

の3点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

具体的には、各運動とも広く県民への周知徹底と、県民一人一人に交通事故防止活動への参加意識を持たせるとともに、全県下的な盛り上がりを図るため、運動の基本及び重点を中心にテレビ・ラジオのスポット放送、新聞、ポスター、チラシ、ホームページ等の広報媒体を積極的に活用した広報啓発・キャンペーンを効果的に推進した。

特に、運動の期間中「交通事故死ゼロを目指す日（4月10日及び9月30日）」、「全席シートベルトとチャイルドシート着用推進の日（毎月14日）」

等の重点日には、マスメディアを活用しての広報啓発や地区安協と連携しての街頭活動等の諸対策を積極的に展開した。

また、「夏の交通事故防止県民運動」・「年末の交通事故防止県民運動」の期間には、山梨日日新聞の最終面全面を使用した「高齢者の事故防止」や「飲酒運転の根絶」の交通安全広報を実施した。

2 交通安全ポスターコンクールの開催

小学生を対象として、交通安全に関するポスターを募集し、小学生に交通安全を考えてもらい、優秀作品を交通安全運動や交通事故防止県民運動の広報に使用し、交通安全協会の令和3年のカレンダーとして作成し、県内の全ての小学校と交通関係団体に配布した。

3 自転車条例のテレビCMの放映

令和2年9月に山梨県自転車条例が施行され、自転車保険の加入が義務化となったことから、県民に周知するために、自転車保険加入義務化のテレビCMを放映した。

4 反射材の普及促進

山梨県老人クラブ連合会を通じて、反射材のベスト、シール、キーホルダーを広く、県下の老人クラブ員に配布した。

第4 交通安全教育訓練、啓発活動

1 自転車利用者に対する教育訓練、啓発活動

各支所及び各地区交通安全協会が山梨県自転車・軽自動車商協同組合等と連携し、子供から高齢者を対象に「自転車安全講習」を年間を通じて開催した。

講習時に活用する小冊子「自転車安全教室」2,900冊等を配布した。

2 二輪車に対する教育訓練、啓発活動

(1) 県下の高校6校において、二輪車安全運転推進委員会の指導員、延べ21人を講師として派遣し、高校生244人を対象に技能講習等を実施した。

(2) 近隣の高校4校に対して、山梨自動車学校の教習コースを貸し切り、高校生原付講習会を実施した。

(3) 令和2年9月6日、山梨県立笛吹高校において二輪車安全運転山梨県大会を開催した。

(4) 二輪車の事故防止を目的として、6月から翌年3月までの間の毎月、第3日曜日、笛吹高校「大型農機研修農場コース」において、二輪車指導員による「セーフティライディングスクール」を開催した。

3 資器材を活用した教育訓練、啓発活動

(1) 歩行者横断トレーナー1台、高齢者模擬体験セット、踏み間違い防止装置装着車等を各警察署、各地区交通安全協会に貸出し、子供から高齢者の交通安全教室等での活用を図った。

(2) 交通安全教育用DVDを新たに3枚購入し、全91枚を整備し、公共団

体、会社、学校等に88回貸出しを行った。

(3) その他教育・訓練

刑務所の受刑者を対象に、出所後の社会復帰支援を目的に交通安全講習を12回、延べ約100人を対象に実施した。

第5 交通安全功労者等表彰事業

1 交通功労者及び優良運転者に対する表彰

交通功労者、優良運転者、優良交通安全協会及び交通安全優良団体に対し、次の表彰を行った。

(1) 警察庁長官及び全日本交通安全協会会長連名表彰

○ 緑十字章

金章 ～ 2人

銀章 ～ 5人

銅章 ～ 73人

○ 優良交通安全協会 ～ 1協会

○ その他の団体及び学校 ～ 2団体・1校

(2) 関東管区警察局長及び関東交通安全協会連合会会長連名表彰

○ 交通安全功労者 ～ 11人

○ 優良交通安全協会 ～ 2協会

○ 交通安全功労団体 ～ 2団体

○ 交通安全優良事業所 ～ 1事業所

○ 優良運転者 ～ 10人

(3) 山梨県警察本部長及び山梨県交通安全協会会長連名表彰

○ 優良交通安全協会 ～ 4協会

○ 交通安全功労者 ～ 5人

○ 交通安全功労団体 ～ 10団体

○ 交通安全功労役員 ～ 48人

○ 優良運転者 ～ 93人

(4) 山梨県交通安全協会会長表彰

○ 交通死亡事故抑止交通安全協会 ～ 2協会

○ 女性部 ～ 3女性部

○ 支部 ～ 3支部

2 その他表彰

全日本交通安全協会会長及び全日本二輪車安全運転推進委員長連名表彰

○ 優良二輪車安全運転指導員 ～ 1人

第6 交通安全団体への支援事業

1 各地区交通安全協会への協力支援

(1) 特別会員である各地区交通安全協会に対して、交通安全活動の協力支援として7,500,000円を助成した。

(前年度比 - 1, 500, 000円)

- (2) 各地区交通安全協会女性部の表彰
交通安全活動に功労のあった地区交通安全協会女性部に対し、交通安全協会長の表彰を行った。
 - (3) 交通安全協会女性部の充実強化のための支援
各地区交通安全協会女性部の育成と参加意識を高めるため、各支所を通じ活動の活発化の指導を強化した。
- 2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援
- (1) 障害を持つ道路利用者に対する交通安全対策支援
 - ア 視覚障害者の横断歩道の安全確保のため「視覚障害者用交通信号機付加装置」2基を山梨県公安委員会へ寄贈し、令和3年3月24日、甲府市小瀬町1079「小瀬交番前交差点」等に設置した。
 - イ 障害を持つ運転者のうち、安全運転に努めた5人を優良運転者として表彰した。
 - (2) (公社)被害者支援センターやまなし、(公財)山梨県暴力追放運動推進センター、山梨県高速道路交通安全協議会及び山梨県自転車軽自動車商協同組合等への協力・支援を行った。
 - (3) 山梨県主催の「セーフティドライブチャレンジ123」の賞品として自転車用ヘルメット10個(5万円相当)と山梨自動車学校の教習料金割引券(30万円分)の協力・支援を行った。

第7 交通状況・情勢調査事業

道路交通法第108条の31に定められた「山梨県交通安全活動推進センター」の委託事業として次の活動を実施した。

- 1 道路使用後における復元状況等の調査業務
令和2年度 ~ 5, 346件の調査を実施した。
- 2 パーキングチケット維持管理業務
令和2年度 ~ 8, 727件を処理した。

第8 会員等への支援事業

令和2年度の普通会員 加入数は 64, 606人
会費収入は 116, 165, 300円

であり、令和3年3月末日の全体の会員数は263, 471人である。

- 1 特別会員への支援事業
各地区交通安全協会会員等が、街頭において活動中、死傷した場合に備え、交通安全活動従事者保険に加入するとともに見舞金制度を運用している。
- 2 普通会員への支援
 - (1) 弁護士による交通事故無料法律相談
普通会員が交通事故による損害賠償等民事上のトラブルになった場合などに委託弁護士による無料法律相談制度を運用している。

令和2年度は、6件の利用があった。

(2) 交通事故見舞金制度

会員が交通事故により死亡又は入院した場合、見舞金を支給し、令和2年度は6件 240,000円を支給した。

(3) 運転免許証ケースの進呈

(4) 交通安全セーフティドライブマップの進呈

(5) 原付免許新規取得者の入会者にワイヤーロックの進呈と会員期間内に普通免許証を取得した場合には引き続き会員とすることとした。

(6) 普通免許証新規取得者の入会には、緊急用の脱出用ハンマーを進呈し、もしもの場合の備えに対応させている。

3 賛助会員への支援

年間を通じて、月刊誌「人と車」を配布するとともに、賛助会員企業に対して交通安全講習、講話を実施し、交通安全DVDの利用を支援している。

また、交通安全情報やまなしやホームページに掲載し、本協会活動に対する支援姿勢を広く県民にアピールしている

4 その他

郵便振替による会員加入

新規運転免許取得者及びその他免許更新者を対象に、郵便振替を利用した当協会への会員の加入促進を図った。令和2年度中 99件

第9 理事会・評議員会の開催

会議の開催（甲府市内）

(1) 第1回理事会

書面決議

(2) 第2回理事会

書面決議

(3) 第3回理事会

令和3年1月7日

(4) 第4回理事会

令和3年3月31日

(5) 評議員会

書面決議

第10 新型コロナウイルス対策

1 当協会内に感染拡大防止に向けた対策会議を設置

2 協会施設内等における感染拡大防止に向け、窓口に飛散防止シート、教習所講習室に殺菌剤噴霧装置の設置等の対策を実施した。

3 公益事業として計画した事業のうち、子供自転車大会、中学生交通弁論大会、県民大会等、人が集まる事業については、感染防止のため中止とした。

その他事業の部（収益事業）

第1 交通安全講習事業

県公安委員会及び県警察から委託を受けた運転免許に関する次の業務を実施した。

1 運転免許更新時講習

(1) 優良運転者講習	年間	62,702人
(2) 一般運転者講習	年間	20,178人
(3) 違反・初回運転者講習	年間	21,921人
収益		53,440,050円(前年比 △2,986,480円)

2 行政処分者講習

(1) 短期講習	年間	827人
(2) 中期講習	年間	158人
(3) 長期講習	年間	97人
(4) 取消処分者講習	年間	94人
収益		10,885,952円(前年比 △689,386円)

3 違反者講習 年間 458人

4 初心運転者講習 年間 5人

5 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護処置講習等）
年間 17人

6 安全運転管理者講習 年間 2,969人

7 その他、新規運転免許取得者に対する講習
年間 2,093人

8 高齢者講習 年間 7,076人
収益 23,726,900円(前年比 +1,058,530円)

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

1 運転技能及び学科教習の実施

公安委員会の指導の下、各種運転免許取得に伴う技能教習、学科教習及び技能検定を実施したほか、外国人に対する各種教習を実施した状況は次のとおりである。

(1) 技能教習及び学科教習	年間	1,043人
外国人	年間	21人
(2) 技能検定	年間	1,656人
収益		197,979,522円(前年比 +10,843,341円)

2 受託事業の実施状況

公安委員会及び県警察からの各種講習等の受託事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 停止処分者講習	年間	1,082人
(2) 違反者講習	年間	458人

(3) 取消処分者講習	年間	94人
(4) 初心運転者講習	年間	5人
(5) その他の講習	年間	17人
(6) 仮免許試験事務	年間	489人
(7) 仮免許証交付事務	年間	705人

3 県警察職員等に対する受託教習の実施状況

県警察、消防本部等の受託に基づく特殊な受験者を対象とした教習の実施状況は、次のとおりである。

(1) 山梨県警察職員等に対する受託教習	年間	8人
(2) その他の教習	年間	18人

4 各種安全運転コンクール等の実施状況

県警察をはじめ各種交通関係団体等が主催する「安全運転コンクール」に対して教習施設、教習車両の無料貸出及び技能指導（一部有料）実施状況は次のとおりである。

- (1) 県警察職員を対象とした大型免許取得のための技能教習
- (2) 山梨県安全運転管理者協議会等の主催する安全運転コンクールへの支援

第3 運転免許関係事務事業

1 免許写真撮影業務		10,585件
収益	5,618,452円（前年比 △978,501円）	
2 免許証更新連絡通知		142,386件
3 高齢者講習連絡通知		36,967件
4 免許証郵送		990件
5 免許取得時・更新時会員獲得のための勧誘		133,734件
6 窓口委託料	19,278,182円（前年比 +1,291,026円）	

第4 その他収益事業

1 収入証紙の販売手数料	年間	26,714,542円
2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売	年間	583,333円
3 切手販売、自動販売機の取り扱い		
	切手	450,838円
	自販機	467,078円
	申請用写真代	5,436,136円
4 土地賃貸料		
当協会所有土地（南アルプス市野牛島）をファミリーマートへの賃貸	年間	5,664,000円